

別表 1

費用の 区分	補助対象事業費の限度額	補助額
耐震アドバイザー派遣に要する費用	1回につき 50,000 円以内の額（ただし、20 回を限度とする。）	イ 建物所有者が直接耐震アドバイザーを利用する場合 補助対象事業費の 1 / 6 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額 ロ 区市町村が耐震アドバイザー派遣事業を行う場合 補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額
耐震診断に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 3,670 円 / m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 1,570 円 / m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 1,050 円 / m ² 以内の額 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該額に 1,570,000 円を限度として加算した額を限度とする。	イ 建物所有者が耐震診断を行う場合 補助対象事業費の 17 / 60 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額 ロ 区市町村が耐震診断を行う場合 補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額
補強設計に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 5,000 円 / m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 3,500 円 / m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 2,000 円 / m ² 以内の額	補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額

<p>耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用</p>	<p>イ 耐震改修の場合</p> <p>(イ) 耐震診断の結果、I_s 値が 0.3 未 満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当 又は倒壊の危険性が高いと判断され た建築物</p> <p>56,300 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 563,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工 法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度と する。</p> <p>(ロ) (イ) 以外の建築物</p> <p>51,200 円 / ㎡ かつ 1 棟 当 たり 512,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工 法による場合は、83,800 円/㎡以内か つ 1 棟当たり 838,000,000 円を限度と する。</p> <p>(ハ) 耐震診断の結果、I_s 値が 0.3 未 満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当 又は倒壊の危険性が高いと判断され たマンション</p> <p>55,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 552,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工 法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度と する。</p> <p>上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡ を超える分譲マンションについては、 10,000 ㎡を超える部分の建物の床面 積に 27,600 円/㎡ (免震工法等を含む 特殊な工法による場合は 41,900 円/ ㎡) を乗じた額に 552,000,000 円 (免 震工法等を含む特殊な工法による場 合は 838,000,000 円) を加えた額を限</p>	<p>補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区 市町村の補助額から国の補助額を控除 した額の 1 / 2 以内の額 (分譲マンショ ン以外の建築物の 5,000 ㎡を超える部分 については、補助対象事業費の 1 / 8 以 内かつ区市町村の補助額から国の補助 額を控除した額の 1 / 2 以内の額)</p>
--	--	--

	<p>度とする。</p> <p>(二) (ハ) 以外のマンション 50,200 円/㎡以内かつ1棟当たり 502,000,000円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工法 による場合は、83,800 円/㎡以内かつ1 棟当たり 838,000,000円を限度とする。</p> <p>上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡を 超える分譲マンションについては、 10,000 ㎡を超える部分の建物の床面積 に 25,100 円/㎡(免震工法等を含む特殊 な工法による場合は 41,900 円/㎡) を乗 じた額に 502,000,000 円(免震工法等 を含む特殊な工法による場合は 838,000,000 円) を加えた額を限度とす る。</p> <p>(ホ) 住宅(マンションを除く。)の場 合</p> <p>34,100 円/㎡以内かつ1棟当たり 341,000,000円以内の額</p> <p>ロ 建替えの場合</p> <p>イに定める額(耐震改修に要する費 用相当額)又は建替えに要する費用の いずれか少ない額を限度とする。</p> <p>ハ 除却の場合</p> <p>イに定める額(耐震改修に要する費 用相当額)又は除却に要する費用のい ずれか少ない額を限度とする。</p>	
--	---	--

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 耐震診断においては7/30、補強設計においては1/6、耐震改修等においては1/6(分譲マンション以外の5,000㎡を超える部分については1/12)を超える補助率とする場合は、以下の要件を満たすものとする。

- 個別訪問等(電話・郵送等を含む)、耐震診断を支援した建物所有者に対してのフォローアップ及び耐震化の必要性に係る普及啓発等の耐震化を促進する取組について定めた実施計画を策定し、都に提出及び区市町村ホームページ等に公表し、取組実績を都に提出及び区市町村ホームページ等に公表すること。

別表 2

費用の 区分	補助対象事業費の限度額	補助額
用 耐震アドバイザー派遣に要する費	1回につき 50,000 円以内の額 (ただし、20 回を限度とする。)	イ 建物所有者が直接耐震アドバイザー派遣を利用する場合 補助対象事業費の $1/6$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の $1/2$ 以内の額 ロ 区市町村が耐震アドバイザー派遣事業を行う場合 補助対象事業費の $1/4$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の $1/2$ 以内の額
補強設計又は建替設計に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 5,000 円/m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 3,500 円/m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 2,000 円/m ² 以内の額	補助対象事業費の $1/6$ に、補助対象事業費の $1/6$ 以内かつ区市町村の負担額以内の額を加えた額

<p>耐震改修、建替え又は除却に要する費用</p>	<p>イ 耐震改修の場合</p> <p>(イ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未 満相当若しくは Iw 値が 0.7 未満相当 又は倒壊の危険性が高いと判断され た建築物</p> <p>56,300 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 563,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工 法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度と する。</p> <p>(ロ) (イ) 以外の建築物</p> <p>51,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 512,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工 法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度と する。</p> <p>(ハ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未 満相当若しくは Iw 値が 0.7 未満相当 又は倒壊の危険性が高いと判断され たマンション</p> <p>55,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 552,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工 法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度と する。</p> <p>上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡ を超える分譲マンションについては、 10,000 ㎡を超える部分の建物の床面 積に 27,600 円/㎡ (免震工法等を含む 特殊な工法による場合は 41,900 円/ ㎡) を乗じた額に 552,000,000 円 (免 震工法等を含む特殊な工法による場 合は 838,000,000 円) を加えた額を限</p>	<p>補助対象事業費の 1 / 6 に、補助対象 事業費の 1 / 6 以内かつ区市町村の負担 額以内の額を加えた額 (区市町村が補助 対象事業費の 9 / 10 以上を補助する分 譲マンション以外の建築物の 5,000 ㎡を 超える部分については、補助対象事業費 の 1 / 12 に、補助対象事業費の 1 / 12 以内かつ区市町村の負担額以内の額を加 えた額)</p>
---------------------------	--	---

	<p>度とする。</p> <p>(ニ) (ハ) 以外のマンション</p> <p>50,200 円/㎡以内かつ1棟当たり 502,000,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ1棟当たり、838,000,000 円を限度とする。</p> <p>上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡を超える分譲マンションについては、10,000 ㎡を超える部分の建物の床面積に 25,100 円/㎡（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 41,900 円/㎡）を乗じた額に 502,000,000 円（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 838,000,000 円）を加えた額を限度とする。</p> <p>(ホ) 住宅（マンションを除く。）</p> <p>34,100 円/㎡以内かつ1棟当たり 341,000,000 円以内の額</p> <p>ロ 建替えの場合</p> <p>イに定める額（耐震改修に要する費用相当額）又は建替えに要する費用のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>ハ 除却の場合</p> <p>イに定める額（耐震改修に要する費用相当額）又は除却に要する費用のいずれか小さい額を限度とする。</p>	
--	--	--

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

別表 3

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	<p>住宅及び建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用（実際の工事費をいう。）の面積当たりの単価と 76,800 円（マンションの場合は 75,300 円を、住宅（マンションを除く。）の場合は 51,150 円）とを比較していずれか低い額から 56,300 円（マンションの場合は 55,200 円、住宅（マンションを除く。）の場合は 34,100 円）を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に建物の床面積の合計を乗じた額</p> <p>ただし、1 棟当たり別表 2 の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて 768,000,000 円（マンションの場合は 753,000,000 円、住宅（マンションを除く。）の場合は 511,500,000 円）以内の額とする。</p> <p>上記の規定にかかわらず、10,000 m² を超える分譲マンションについては、10,000 m² を超える部分の建物の床面積に 10,050 円 / m² を乗じた額に 753,000,000 円を加えた額と実際の工事費とを比較していずれか低い額を限度とする。</p>	<p>加算の基礎となる額の 17 / 30 に、加算の基礎となる額の 1 / 6 以内かつ区市町村が加算の基礎となる額に対して補助する額から加算の基礎となる額の 17 / 30 を控除した額の 1 / 2 以内の額を加えた額（区市町村が補助対象事業費の 9 / 10 以上を補助する分譲マンション以外の建築物の 5,000 m² を超える部分については、加算の基礎となる額の 23 / 60 に、加算の基礎となる額の 1 / 12 以内かつ区市町村が加算の基礎となる額に対して補助する額から加算の基礎となる額の 23 / 60 を控除した額の 1 / 2 以内の額を加えた額）</p>

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分について補助する額が加算額に千円を加えた額に満たない場合は、この表による加算をすることができない。

※ 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に 83,800 円 / m² を採用した場合又は耐震改修、建替え又は除却に要する費用（実際の工事費をいう。）の面積当たりの単価が 56,300 円 / m²（マンションの場合は 55,200 円 / m²、住宅（マンションを除く。）の場合は 34,100 円 / m²）に満たない場合は、この表による加算をすることができない。

別表 4

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	イ 賃貸住宅の場合 120,000 円に戸数を乗じた額以内 の額 ロ 住宅以外の用途の賃貸借の場合 (イ) 占有面積が 100 m ² 未満の場合 360,000 円に件数を乗じた額以内 の額 (ロ) 占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 720,000 円に件数を乗じた額以内 の額 (ハ) 占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,440,000 円に件数を乗じた額以内 の額 (ニ) 占有面積が 500 m ² 以上の場合 3,600,000 円に件数を乗じた額以内 の額	区市町村が加算の基礎となる額（イ及び ロ各号の合計額）に対して補助する額の 1 / 2 以内の額

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分の補助を行わない場合は、この表による加算をすることができない。

別表 5

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	イ 賃貸住宅の場合 150,000 円に戸数を乗じた額以内 の額 ロ 住宅以外の用途の賃貸借の場合 (イ) 占有面積が 100 m ² 未満の場合 450,000 円に件数を乗じた額以内 の額 (ロ) 占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 900,000 円に件数を乗じた額以内 の額 (ハ) 占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,800,000 円に件数を乗じた額以内 の額 (ニ) 占有面積が 500 m ² 以上の場合 4,500,000 円に件数を乗じた額以内 の額	区市町村が加算の基礎となる額（イ及び ロ各号の合計とする。）に対して補助す る額の 2 / 3 以内の額

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分の補助を行わない場合は、この表による加算をすることができない。

別表 6

費用の 区分	補助対象事業費の限度額	補助額
耐震性能向上に要する費用	<p>イ 建築物</p> <p>45,040 円/m² かつ 1 棟 当たり 450,400,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、67,040 円/m² 以内かつ 1 棟 当たり 670,400,000 円を限度とする。</p> <p>ロ マンション</p> <p>44,160 円/m² 以内かつ 1 棟 当たり 441,600,000 円以内の額</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、67,040 円/m² 以内かつ 1 棟 当たり 670,400,000 円を限度とする。</p> <p>ハ 住宅（マンションを除く。）</p> <p>27,280 円/m² 以内かつ 1 棟 当たり 272,800,000 円以内の額</p>	<p>補助対象事業費の 5 / 9 以内かつ区市町村の補助額の 2 / 3 以内の額</p>

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。